

2. 運転員，消防車隊による消火要員と火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊の関係について

両者の関係は下表のとおり整理され、運転員，消防車隊による消火要員は一般火災生時（プラント内の火災）に備えた体制であり運転員が含まれるため10名以上となり、一方、重大事故等（以下「SA」という。）・大規模損壊発生時には、運転員が航空機衝突などで損耗していない場合は同様な体制となるが、損耗している場合は火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊10名の体制となる。なお、発電所内にある職員が所在する事務建屋などで運転員による管理対象外となる場所で火災が発生した場合の消火要員は運転員を含めないため消防車隊による消火要員10名となり、保安規定要求では必要最低人数10名となる。

【保安規定における添付2：消防車隊による消火要員と添付3自衛消防隊の関係】

（休日夜間の体制の例）

一般火災対応			SA／大規模損壊時火災対応（運転員損耗）			
プラント内の火災		事務建屋等の火災				
保安規定記載	人数	説明	保安規定記載	人数	説明	
①運転員	1	通報連絡者 (発災プラントの当直長)	①緊急時対策要員	1	通報連絡者 (通報班長)	
	1	現場責任者 (発災プラントの運転員)		②緊急時対策要員 (復旧班)	8	大容量送水車や放水砲による泡消火 (航空機衝突時など)
	2	初期消火活動 (発災プラントの運転員)				
②消防車隊による消火要員（自衛消防隊の一部）	1	現場指揮本部 (自衛消防隊長)	③火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊（自衛消防隊の一部）	1	現場指揮本部 (自衛消防隊長)	
	6	消火活動 (消防車隊)		6	消火活動 (消防車隊)	
	3	公設消防の案内等（警備員）		3	公設消防の案内等（警備員）	
①-②の要員が10名以上※			③の要員が10名（運転員以外で構成）			

※自衛消防隊は火災の発生場所及び火災規模等に応じて10名以上となるよう召集する。

以上